

規制改革推進会議
第4回雇用・人づくりワーキング・グループ

外国人雇用に関する規制改革要望について

2020年1月20日
日本商工会議所

1. 外国人材の受入れに係る相談機能の強化・拡充

- 当所が昨年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、**44.2%の企業が「外国人材の受入れに関する相談機能の創設(窓口相談、専門家派遣等)」を挙げている。**
- **法務省出入国在留管理庁は、特定技能が有効且つ適正に機能するために、相談窓口の設置や専門家派遣の実施等、中小企業を対象に本制度に特化した全国的な相談機能を早期に創設すべきである。**

外国人共生センター(仮称)構想

概要

外国人の雇用促進等を効率的に支援するため、入管庁、法テラス、ハローワーク等の関係部門を集約させた外国人共生センターの設置。



外国人受入環境整備交付金の対象自治体の拡大

目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援

対象

111団体
(都道府県47、指定都市20、市区町村44)

全地方公共団体
(1,788団体)

令和元年3次募集より対象拡大

- 外国人共生のための相談窓口等の取組については、地方公共団体により運営ノウハウや実際の相談に対する対応方法など、知見等にバラつきができることが推察される。
- **したがって、全国の好事例の周知はもちろん運営・対応などについての標準マニュアル整備の検討など、地方公共団体に対する支援・相談機能を充実すべきである。**

2. 受入れ企業と外国人材とのマッチング機会の充実

- 当所が昨年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、**35.5%の企業が「外国人材と企業とのマッチングに資する事業の実施(外国人材を対象とした合同会社説明会等)」を挙げている。**
- 本制度が有効且つ適正に機能するために、法務省出入国在留管理庁及び厚生労働省は、関係省庁との緊密な連携の下で、国内外での合同会社説明会の開催やオンライン面談の実施など、特定技能をはじめとした外国人材を雇用したい中小企業とわが国での就労を希望する外国人材とのマッチング機会を提供していくべきである。
- また、外国人材の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワーク・外国人雇用サービスセンターが連携し、特定技能での就労を希望する国内外の外国人が外国人雇用の経験に乏しい、特に地方の中小企業に円滑・適正に就職・定着できる取組を早期に具現化するとともに、全国的に幅広く展開していくべきである。

3. 在留資格手続きの簡素化・円滑化・迅速化・電子化

- 当所が昨年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、「特定技能外国人材の受入れに関心がある」と回答した企業に対して、政府が実施すべき受入れ企業向け支援策について尋ねたところ、**65.3%の企業が「外国人材の雇用等に関する手続きの簡素化」を挙げている。**
- マンパワーの増強等を通じて、特に特定技能の在留資格手続きは出来るだけ迅速な審査及び処理を実施するとともに、支障のない範囲で簡素化していくべきである。
- 例えば、技能実習2号修了者等から特定技能1号として同一企業で就労する場合、或いは一定の条件を満たす優良な企業が特定技能外国人材を受入れる場合には、在留資格手続き上の優遇措置を講じられたい。
- また、申請書の記載例や留意点を充実させることで申請手続きの円滑化を図るとともに、受入れ企業、登録支援機関の申請に係る負担を軽減するために、電子申請を早期に実現されたい。

4. 留学生のわが国における就職の促進

(1) 留学生と求人企業とのマッチング機会の充実

- 留学生と求人企業とのマッチング機会の充実を図るため、企業説明会や就職ガイダンス、地方企業や自治体と連携した合同就職説明会、留学生向け求人の掘り起こし等に積極的に取り組まれない。
- わが国の大都市部の大学等に留学している外国人留学生、更にはわが国に人材を多く送り出しているアジア諸国の学生が、地方を中心とした中小企業にインターンシップする仕組みの構築など、政府はわが国の外国人留学生や海外の学生による中小企業へのインターンシップを促進させるための施策をより積極的に実施していくべきである。

(2) 就活中の外国人留学生に対する支援等

- 当所が昨年春に中小企業に対して実施した「外国人材の受入れニーズに関する調査」で、政府が実施すべき取組みを尋ねたところ、**70.3%の企業が「外国人材に対する日本語教育の充実」を挙げている。**
- 例えば、日本国際協力センター「外国人就労・定着支援研修事業」については、対象者が「活動制限のない在留資格」(永住者、日本人の配偶者等)及び、外国人留学生の内、就労予定がある者等」に限られている。
- **就職活動中の外国人留学生においても、日本の職場でのコミュニケーション(会話・読書き)への不安や日本の求職活動に対する情報・知識不足に懸念を抱いており、就職活動中の外国人留学生もその受講対象とすべきである。**
- **また、秋入学(卒業)の外国人留学生が日本で就職する際に、卒業から就労までの間を対象とした在留資格「特定活動(内定待機)」を申請することとなるが、本取り扱いの明文化とともにその周知を積極的に行うべきである。**

(3) 特定活動告示改正の周知

- 昨年5月30日に改正された法務省告示により、わが国の大学・大学院を卒業・修了した留学生が大学・大学院で学んだ専門分野以外の業務であっても、日本語能力を活かした業務に従事する場合は、在留資格「特定活動」により幅広く業務内容が認められることとなった。したがって、法務省告示の改正内容を企業や大学等に幅広く周知すべきである。